

南城市スポーツ少年団単位団（チーム）より

新型コロナウイルスの感染が確認された場合における対応について【1/2】 （フロー図）

①児童の新型コロナウイルス感染症の感染が判明

感染が確認された児童の保護者等

②感染の旨、報告

スポーツ少年団単位団（チーム）の代表者

③感染者及び接触者の報告※¹

南城市スポーツ少年団事務局（生涯学習課）

児童が通う学校（教頭等）

③感染者及び接触者の報告※¹について

様式1「新型コロナウイルス感染症に係る接触者一覧表」を作成し、南城市スポーツ少年団及び児童が通う学校の双方へ提出すること。

南城市スポーツ少年団単位団（チーム）より

新型コロナウイルスの感染が確認された場合における対応について【2/2】

（接触者隔離期間の算出方法）

一定期間の出席停止（※²PCR検査の結果判明または最終接触日の翌日から5日が経過した後、登校可能。）

※²医療用抗原キッドではなく、必ずPCR検査を実施すること。



陽性者Aさん

… 4/1(月)に風邪症状があり、4/2(火)に陽性確認。以降、保健所との調整。



Bさん

… 3/30(土)にAさんと接触



Cさん

… 4/1(月)にAさんと接触

3/30(土)～4/2(火)間で最終接触のあった日それぞれが起算日となり、登校可能日が異なる。

日	3/30(土)	3/31(日)	4/1(月)	4/2(火)	4/3(水)	4/4(木)	4/5(金)
内容	← 最終接触日	週り2日間より算出	基準日 風邪症状(発症)	陽性確認			登校可能日
隔離期間	0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日

日	4/1(月)	4/2(火)	4/3(水)	4/4(木)	4/5(金)	4/6(土)	4/7(日)
内容	基準日 風邪症状(発症) 最終接触日	陽性確認					登校可能日
隔離期間	0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日

接触者隔離期間の算出方法について

【沖縄県教育委員会版】※沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部総括情報部長通知の(5) 関連「別紙3-②」参照